

定 款

特定非営利活動法人
つむぎば

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つむぎばという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を山口県周南市大字小松原2131-1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ペットの遺棄や殺処分を減少させ、適正飼育の啓発を行うこと、精神疾患やストレスに対するペットセラピーの普及を図ること、そして障害を持つ人々に就労の場を提供し、自立と社会参加を支援することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 動物愛護に係る活動及び支援
- ② ペットセラピーを活用した支援及び普及
- ③ 社会参加及び自立促進を目的とした支援
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(2) その他の事業

- ① 前号に掲げる事業に関連する物品の斡旋及び販売
- ② 前号に掲げる事業に関する役務の提供

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

る。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、

これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した

書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的記録による表決者若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載し

た書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の

3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 藤井 美由紀

副理事長 欠

理事 伊賀 純子

同	笠井 譲
同	實森 正行
同	中内 龍太郎
同	三好 真由美
同	三好 浩文
同	藤井 美代子
同	藤井 均

監事 藤井智史

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 5 月 20 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 正会員入会金 | 0 円 |
| 正会員会費 | 0 円（1 年間分） |
| (2) 賛助会員入会金 | 0 円 |
| 賛助会員会費 | 0 円（1 年間分） |

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 つむぎば

役 職 名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事 長	ふじい みゆき 藤井 美由紀	[REDACTED]	無
副理事長	欠		
理 事	いが じゅんこ 伊賀 純子	[REDACTED]	無
〃	かさい ゆずる 笠井 譲	[REDACTED]	無
〃	さねもり まさゆき 實森 正行	[REDACTED]	無
〃	なかうち りゅうたろう 中内 龍太郎	[REDACTED]	無
〃	みよし まゆみ 三好 真由美	[REDACTED]	無
〃	みよし ひろふみ 三好 浩文	[REDACTED]	無
〃	ふじい みよこ 藤井 美代子	[REDACTED]	無
〃	ふじい ひとし 藤井 均	[REDACTED]	無
監 事	ふじい さとし 藤井 智史	[REDACTED]	無

注 「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

2 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

3 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設 立 趣 旨 書

令和7年6月22日

特定非営利活動法人 つむぎば

住所又は居所

設立代表者

藤井 美由紀 印

1 趣 旨

近年、犬等のペットの遺棄問題や殺処分の問題が深刻化しており、これらの問題は単なる動物愛護の問題に留まらず、社会全体の福祉と倫理に関わる重大な課題となっています。また、精神疾患やストレスに悩む人々に対するペットセラピーの有効性が広く認知される一方で、その実践と普及は未だ不十分であると考えます。さらに、障害を持った人々が社会で活躍できる場を提供することは、彼ら・彼女らの自立と社会参加を促進するために極めて重要です。以上の背景から、私たちは次の3点を主たる目的としてNPO法人を設立することを決意しました。

(1) ペットの遺棄問題や殺処分の問題解決への取り組み

日本国内では、年間数万匹もの犬や猫が遺棄され、保護施設に収容されています。その中で多くの動物が新しい飼い主を見つけられずに殺処分される現状は、社会として看過できない問題です。我々のNPO法人は、動物愛護の精神に基づき、ペットの遺棄防止や適正飼育の啓発活動を推進するとともに、保護された動物たちの新しい家族探しを支援します。また、行政や他の動物保護団体と連携し、殺処分ゼロを目指した取り組みを強化していきます。

(2) 精神疾患等に対するペットセラピーの有効性の普及

現代社会において、ストレスや精神疾患に悩む人々が増加しています。ペットセラピーは、動物との触れ合いを通じて心の癒しを提供し、ストレス軽減や精神的な安定をもたらす効果が期待されています。我々のNPO法人は、ペットセラピーの有効性を広めるための教育・研修プログラムを実施し、医療機関や福祉施設、学校などへの導入を支援します。さらに、ペットセラピーの効果を科学的に検証し、その実績を広く公表することで、社会全体での認知度向上を図ります。

(3) 障害を持った人々の就労の場の提供

障害を持った人々が社会で自立し、活躍するためには、適切な就労の場の提供が不可欠です。我々のNPO法人は、ペット関連の業務を通じて、障害を持つ人々に働く機会を提供します。具体的には、保護動物の世話や訓練、ペットセラピーのサポート業務など、多様な職種を用意し、個々の能力や興味に応じた適切な働き方を提案します。これにより、障害者が自信を持って社会参加できる環境を整え、その自立を支援します。

以上の3つの目的を達成するために、私たちはNPO法人を設立し、持続可能な社会の実現に向けて尽力し、動物と人間が共に幸せに暮らせる社会を目指し、全力で活動を推進して参ります。

2 申請に至るまでの経緯

ペットショップでの勤務が6年を超え、小動物飼養販売管理士資格を取得するとともに、ペットを取り巻く環境について問題意識を抱き、その賛同者が集まったため。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人つむぎば

1 事業実施の方針

設立初年度は、事業基盤の整備と認知度向上を図るとともに、対象者・対象動物への支援活動を開始する。中でも、地域連携・人材確保・行政手続き等の基礎構築に力点を置く。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
①動物愛護 に係る活 動及び支 援	・捨て犬・保護犬の受け 入れ ・一時預かり対応 ・譲渡会の開催	(A) 通年（随時） (B) 保護施設（周 南市須々万）、 保護ボランテ ィア宅 (C) 1名	(D) 地域で犬 の保護を 必要とす る市民・ 団体 (E) 不特定多 数	30
②障害者 の日常生活 及び社会生 活を総合的 に支援する ための法律 に基づく障 害福祉サー ビス事業	・利用者への作業提供 ・支援計画策定 ・工賃支給	(A) 通年（随時） (B) 作業所（周南 市須々万） (C) 4名	(D) 地域で支 援を必要 とする精 神・身体 障害を有 する就労 困難者及 びその家 族 (E) 不特定多 数	35

③ペットセラピーを活用した支援及び普及	・自治体等との情報交換 ・福祉・動物関係団体との連携会議	(A) 年 5 回程度 (B) 地域の行政機関、関係団体等の所在地 (C) 1 人	(D) 関係機関職員・関係団体構成員 (E) 各回 2 ～ 3 名	1 0
---------------------	---	---	--------------------------------------	-----

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
	実施予定なし		

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人つむぎば

1 事業実施の方針

各事業における受益対象者の具体的人数の確定と、その人数の拡大のための活動を実施し、より多くの受益者に資する活動を行える基盤の整備を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
①動物愛護 に係る活 動及び支 援	・捨て犬・保護犬の受け 入れ ・一時預かり対応 ・譲渡会の開催	(A) 通年 (随時) (B) 保護施設 (周 南市須々万)、 保護ボランテ ィア宅 (C) 1 名	(D) 地域で犬 の保護を 必要とす る市民・ 団体 (E) 30 名	300
②障害者 の日常生活 及び社会生 活を総合的 に支援する ための法律 に基づく障 害福祉サー ビス事業	・利用者への作業提供 ・支援計画策定 ・工賃支給	(A) 通年 (随時) (B) 作業所 (周南 市須々万) (C) 4 名	(D) 地域で支 援を必要 とする精 神・身体 障害を有 する就労 困難者及 びその家 族 (E) 20 名	350

③ペットセラピーを活用した支援及び普及	・自治体等との情報交換 ・福祉・動物関係団体との連携会議	(A) 年5回程度 (B) 地域の行政機関、関係団体等の所在地 (C) 1人	(D) 関係機関職員・関係団体構成員 (E) 各回2～3名	100
---------------------	---	--	----------------------------------	-----

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
	実施予定なし		

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 つむぎば

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
一時預かり事業	40,000		
就労継続支援B型事業収益	55,000	95,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			95,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	35,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費			
人件費計	35,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	20,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	40,000		
事業費計		75,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			95,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和8年度事業計画 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 つむぎば
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	200,000	200,000	
4 事業収益			
一時預かり事業	300,000		
就労継続支援B型事業収益	350,000	650,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			850,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	710,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費			
人件費計	710,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	20,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	40,000		
事業費計		750,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			770,000
当期経常増減額			80,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			80,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			80,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。